

# 特定不妊治療の費用を助成します

岩美町では、特定不妊治療にかかる費用を助成します。下記を確認いただき、該当される方は申請をしてください。



## ●助成回数

	平成 26・27 年度			平成 28 年 4 月以降に新規申請
	平成 25 年度以前から助成を受けている場合	平成 26・27 年度に新規で助成を受けている場合		
妻の年齢による制限	なし	40 歳未満の場合	40 歳以上の場合	あり
年間助成回数	3 回	制限なし	平成 26 年度 3 回、平成 27 年度 2 回（平成 27 年度が初年度の場合は平成 27 年度 3 回）	制限なし
通算助成回数	通算 10 回	通算 6 回	平成 26・27 年度で通算 5 回（平成 27 年度が初年度の場合は通算 3 回）	①40 歳未満 通算 6 回 ②40 歳以上 通算 3 回
通算助成期間	通算 5 年			
備考	＊平成 27 年度までの助成回数が 6 回（40 歳以上の場合は 3 回）未満の場合は、28 年度以降も 27 年度までの助成回数と通算して 6 回（40 歳以上の場合は 3 回）まで助成を受けることが可能です。 ＊通算回数はリセットされず、過去に受けた助成を含めて計算します。			

\*上記の通算助成回数を超えた回数については、特定不妊治療に要した費用又は 2 万 5 千円のいずれか低い額を助成。ただし、新規で本助成金を受けてから通算 5 年度まで。

## ●助成額

治療内容により、上限 10 万円（採卵あり）、上限 5 万円（採卵なし）となります。平成 28 年度以降、採卵治療で初回治療のものについては、上限 20 万円。算定基準額から鳥取県不妊治療費助成金を差し引き、その金額と上限額の低い額が助成額となります。

男性不妊治療を同時に行った場合、その治療費を算定基準額の合計に含みます。



### ●助成制度の利用にあたって

対象者は下記の条件をすべて満たす方になります。

- 1) 夫又は妻のいずれか一方又はその両方が 1 年以上継続して岩美町内に住所を有している方
- 2) 鳥取県不妊治療費助成金の交付決定を受けた方  
(岩美町の特定不妊治療費助成制度を利用される方は、まず鳥取県不妊治療費助成金の交付決定を受けてください)
- 3) 他の市町村から給付対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない方
- 4) 助成金の交付申請日において、対象者及び世帯員に税等の滞納がない方

### ●持参していただくもの

- 1) 鳥取県不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書：原本
- 2) 特定不妊治療に係る領収書：原本（県の申請時に提出したものと同一もの）  
1) 2) は内容を確認後にお返しします。
- 3) 印鑑
- 4) 助成金の振り込み口座のわかるもの（預金通帳等）



お問い合わせ先：岩美町役場 住民生活課 子育て支援係  
0857-73-1415

